

アメリカにおける個人退職勘定 (IRA) と貯蓄

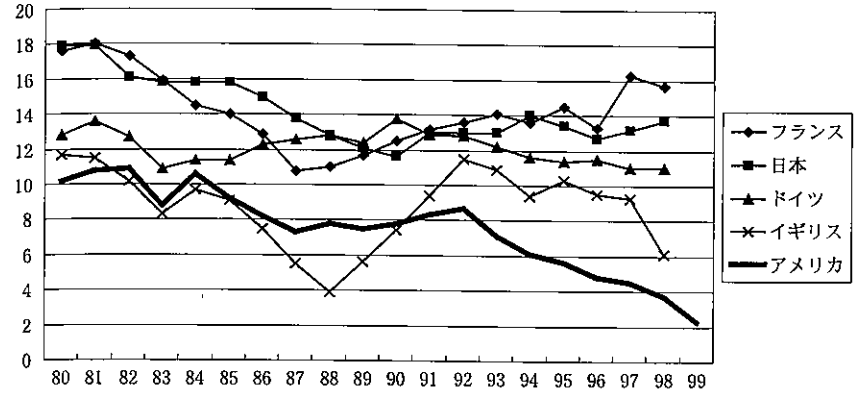
野村 容康

アメリカの個人貯蓄率は一九八〇年代に急激に低下し、一九九〇年代はじめに一旦は上昇気配にあったものの、それ以降は再び下降線を辿っている(図1)。他の先進諸国と比較してもアメリカの貯蓄水準の低さは際立っている。確かに一九九〇年代におけるアメリカの長期的な経済成長には目を見張るものがある。しかし、その反面、景気を支える消費の拡大はさらなる貯蓄率の低下をもたらし、それが将来の持続的成長を阻む深刻な要因として危惧されている。

そのような状況を背景として、一九九七年に成

立した納税者救済法 (Taxpayer Relief Act of 1997) 以下 T R A 97) の目的の一つは、貯蓄と投資に対する税制上の優遇措置を拡大して資本形成へのインセンティブを高めることにあった。具体的には、①長期キャピタル・ゲインに対する税率の引下げ、②個人退職勘定 (Individual Retirement Account; 以下 IRA) による貯蓄機会の拡大、③遺産・贈与税の基礎控除額の段階的引上げ、④法人企業と小規模企業に対する減税などがあげられる。本稿では、これらの諸政策のうち、特に貯蓄振興策としての②の側面に注目し

図1 個人貯蓄率の国際比較



(注) 1 日本は年度、他は暦年
 2 個人貯蓄率=家計貯蓄/家計可処分所得
 3 ドイツの90年以前の数字は、旧西ドイツ地域のもの
 (出所) 財政政策研究会編『平成12年度財政データブック』大蔵財務協会より作成。

て、T R A 97によるI R Aの改革とそれが貯蓄に及ぼす効果について若干の考察を行うことにする。

I R Aとその変遷

もともとI R Aは個人の退職貯蓄を奨励する目的で、一九七四年の従業員退職所得保障法 (Employee Retirement Income Security Act) に基づき、雇用者が提供する適格退職年金に加入できない勤労者を対象にして導入されたものである。通常、I R Aの制度では、従業員が個人で金融機関に口座を開設し、毎年任意に掛け金を設定して拠出する。拠出金は所得控除され、年々の運用益についても課税が繰り延べられる。そして、一定の年齢 (五九・五歳) に達した後引出して、初めて元金と収益の双方に所得税が課

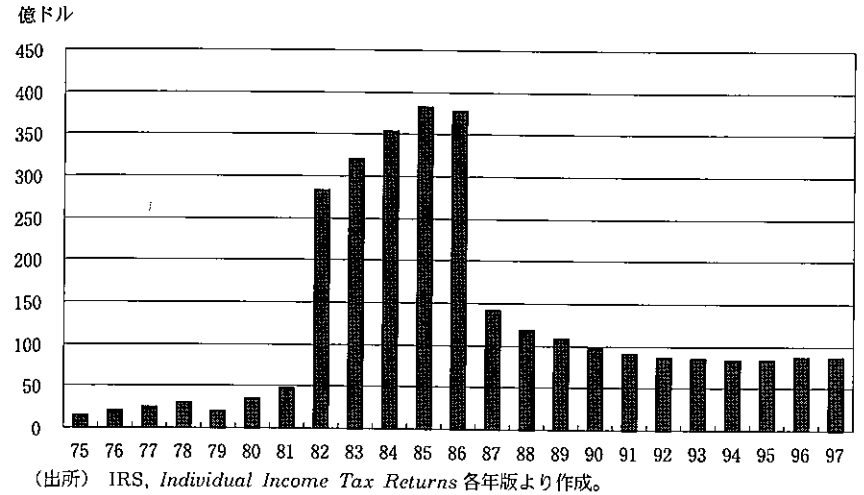
せられる仕組みになっている。ただし、I R Aへの年間の拠出額には制限があり、導入当初は一般にその年における報酬額の一五%か、一五〇〇ドルのどちらか低い金額までとされた。

その後、一九八一年の経済再建税法 (Economic Recovery Act of 1981) は、I R Aに対する拠出限度額を上げるとともに、「企業年金への加入者以外」というI R Aへの参加資格制限を撤廃した。これによって、翌一九八二年から、I R Aへの拠出限度額は個人の報酬額の一〇〇%か、二〇〇〇ドル (合算申告では四〇〇〇ドル) のどちらか低い金額までとなり、同時に、企業が提供する退職年金に加入する従業員にもI R Aへの非課税拠出が許されるようになった。この改革の結果、I R Aへの拠出額は一九八一年の四八億ドルから、一九八二年には二八〇億ドルと急増し、その後三八〇億ドルを超えるまでに拡大した

のである (図2)。

ところが、このように資格制限の撤廃によってI R Aへの拠出が増大する一方で、それがより高額の所得者に有利に働いているのではないかとの指摘がなされた。実際、表1のように、資格制限のない一九八五年においてI R Aの利用率とその平均拠出額は、高所得世帯になるほど高くなる傾向にあったからである。そこで、一九八六年の税制改革法 (Tax Reform Act of 1986) は、垂直的公平を強化する目的から企業年金加入者 (または配偶者が企業年金に加入している者) によるI R A拠出に対して制限を加えた。すなわち、一九八七年からは、独身者が、雇用主が提供する退職年金に加入している場合、I R Aへの控除可能の拠出限度額 (二〇〇〇ドル) は調整総所得 (Adjusted Gross Income; 以下AGI) の二万五〇〇〇ドルから漸減し、四万ドルで消失し

図2 IRA 拠出による控除額の推移



た。夫婦いずれかの配偶者が企業年金に加入している場合も、同様にAGIの四万ドルから拠出限度額(四〇〇〇ドル)が漸減し、五万ドルでゼロとなったのである。

こうした企業年金加入者のIRAへの参加制限は、図2に示されるように一九八七年以降のIRA拠出額に決定的な影響を与えた。その額は一九八六年の三七八億ドルから翌年には一四一億ドルへと激減したのである。その後、IRA拠出はしだいに低下傾向にあり、一九九七年には八六億ドルとなっている。

TRRA97による改革

以上のような変遷を経て、TRRA97は低迷する貯蓄を拡大するため、従来よりも多くの納税者がIRAを利用できるようにその適用範囲を拡大し

表1 IRAの利用状況(1985年)

調整総所得(ドル)	夫婦合算申告			その他の申告		
	給与所得のある申告書数(千人)	IRA拠出申告書の割合(%)	IRA拠出申告書における平均拠出額(ドル)	給与所得のある申告書数(千人)	IRA拠出申告書の割合(%)	IRA拠出申告書における平均拠出額(ドル)
10,000未満	3,931	6	2,006	22,532	2	1,486
10,000~24,999	12,106	12	2,162	17,403	11	1,594
25,000~49,999	18,742	29	2,423	5,285	36	1,810
50,000~99,999	5,764	61	3,041	447	71	1,981
100,000~199,999	689	85	3,244	66	74	2,015
200,000~	214	85	3,129	20	70	2,201
合計	41,445	28	2,624	45,753	10	1,703

(出所) Congressional Budget Office

た。その主要な変更点は、①控除可能な伝統的IRA(Traditional IRA)を利用するための所得制限を引上げたこと、②新たなロスIRA(Roth IRA)制度を創設したことである。

(1) 伝統的IRA

前述のとおり、一九九七年までの制度では、401(k)プランをはじめとする企業の適格退職年金に加入していない者は、その所得額に関係なくIRAを利用できる一方で、企業年金に加入している場合でも所得が一定水準までの勤労者であれば、IRAによる課税上の恩恵を享受することができた。TRRA97は、まずそうした伝統的IRAについて、企業年金加入者による拠出の控除資格が得られる所得額を漸次引上げることを選定した。表2のように、控除限度額が漸減するAGIの範囲は、独身者のケースでは二〇〇五年以降、

表2 伝統的IRA 拠出のための所得 (AGI) 制限

	独身者	夫婦合算申告者
1998年	\$ 30,000—40,000	\$ 50,000—60,000
1999年	\$ 31,000—41,000	\$ 51,000—61,000
2000年	\$ 32,000—42,000	\$ 52,000—62,000
2001年	\$ 33,000—43,000	\$ 53,000—63,000
2002年	\$ 34,000—44,000	\$ 54,000—64,000
2003年	\$ 40,000—50,000	\$ 60,000—70,000
2004年	\$ 45,000—55,000	\$ 65,000—75,000
2005年	\$ 50,000—60,000	\$ 70,000—80,000
2006年	↓	\$ 75,000—85,000
2007年		\$ 80,000—90,000 ↓

(注) 例えば2000年で、36,000ドルのAGIを得て、401(k)プランに加入している独身者の場合、 $2,000 \times (1 - (36,000 - 32,000) / 10,000) = 1,200$ で、1,200ドルまでIRAへの非課税拠出ができる。

五万～六万ドルに、夫婦合算申告のケースでは二〇〇七年以降、八万～一〇万ドルとなる。

また、従来は夫婦のいずれかが企業年金に加入していると、残りの配偶者も加入者と扱われてIRAの利用が制限されていた。そのためTRA97は、一方の配偶者だけが企業年金に加入している場合には、夫婦ともに加入している場合よりも非課税控除のための所得限度額を高く設定した。すなわち、夫婦で合算したAGIが一五万ドルを超えるると控除額の減額が開始され、同一六万ドルを超えた場合に控除額がゼロとされたのである。

ところで、IRAの制度においては、五九・五歳に達する前に積み立てを引出したときは、通常の所得税に加えて一〇%のペナルティ・タックスを課されるのが原則である。従来では、このペナルティが免除されるのは、当該納税者が死亡したり、身体障害によって退職したときなど非常時の

ケースに限定されていたが、TRA97は、さらに①最初の住宅購入を目的とする引出し(生涯で最大一萬ドルまで)と②本人や家族が高等教育を受けることを目的とする引出しをペナルティ・タックス免除の要件に加えている。

(2) ロスIRA

TRA97による改革について、いま一つ注目すべき点は、伝統的IRAに加えて、ロスIRA(この名称は創設者であるWilliam Roth上院議員に因んでいる)と呼ばれる新しいタイプの貯蓄奨励制度が導入されたことである。ロスIRAの課税上のメリットは、拠出が所得控除されない代わりに、一定の要件を満たした適格分配(Qualified Distribution)による引出し(表3)は課税所得に算入されず非課税となることである。したがって、拠出時と引出し時にかかる限界税率

が同じであるとすれば、表4の①に示されるように、原則として伝統的IRAもロスIRAも課税時期が異なるだけで、その課税後収益に与える効果は同じである。

ロスIRAへの控除否認の拠出は、伝統的IRAへの拠出額との合計で年間二〇〇〇ドルか個人の報酬のいずれか少ない額まで可能である。夫婦世帯では、各配偶者につき二〇〇〇ドルか、夫婦の報酬合計額のいずれか少ない方まで拠出できる。その際、独身者の場合でAGIが九万五〇〇〇ドルから一五万ドルの範囲で、夫婦合算申告の場合で一五万ドルから一六万ドルの範囲で、それぞれ拠出限度額が漸減していく。重要な点は、このロスIRAによる所得制限が、伝統的IRAよりも高く設定されており、かつ企業年金制度に加入していない納税者にも適用されることである。

ロスIRAを最初の住宅購入(一萬ドルまで)

表3 適格分配 (ペナルティおよび所得税の免除) の要件

- ロス IRA への拠出を開始した年から5年以上経過していること。
- 5年以上経過していても、以下の条件を満たしていること。
 - ①59.5歳以上
 - ②身体障害
 - ③死亡
 - ④10万ドルまでの最初の住宅購入

注) 5年以上経過していても、以下のケースでは収益部分に所得税がかかる (ペナルティは免除)。

- ①AGIの7.5%を超える医療費を支払う場合
- ②失業後、医療保険の保険料を支払う場合
- ③IRSが認める高等教育費を支払う場合

表4 IRAと通常貯蓄の課税後収益

- ①適格要件を満たしたときのIRAの元利合計
 - 伝統的 IRA = $C(1+r)^n(1-ty)$
 - ロス IRA = $C(1-ty)(1+r)^n$
- ②早期引出しのケースにおけるIRAと通常貯蓄の元利合計
 - 通常貯蓄 = $C(1-ty)\{1+r(1-ty)\}^n$
 - 伝統的 IRA = $C(1+r)^n(1-ty-tp)$
 - ロス IRA = $C(1-ty)(1+r)^n - \{C(1-ty)(1+r)^n - C(1-ty)\}(ty+tp)$
 - $= C(1-ty)\{(1+r)^n(1-ty-tp) + ty + tp\}$

C: 拠出額 (貯蓄額)、r: 収益率、ty: 所得税率
tp: ペナルティ・タックスの税率、n: 運用期間

の目的で引出した場合は、伝統的IRAと同様、ペナルティ・タックスは課税されない。しかし、ロスIRAを教育費用に充当する目的で引出した場合には、ペナルティが免除されるものの、元本を超える収益部分については所得税が課される。なお、一〇万ドル未満のAGIをもつ納税者は、伝統的IRAからロスIRAへのロール・オーバー (移し替え) が認められる。その際、移し替えた額は、口座から引出されたものと見なされて所得税の課税対象となるが、ペナルティ・タックスは課されない。

適格引きだしのケースにおける

ロスIRAの有利性

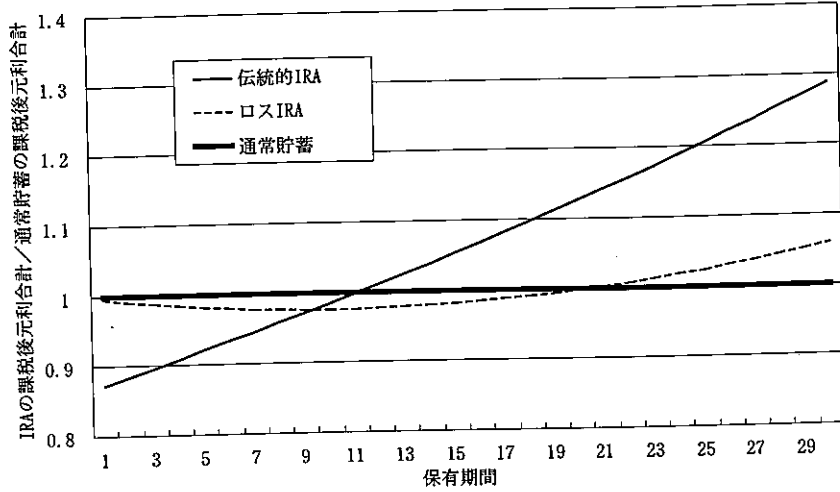
ロスIRAは、先に見た課税上の効果やその拠出限度額 (二〇〇〇ドル) の観点からすると、伝

統的IRAと同等の利益を納税者にもたらすように思われる。しかしながら、ペナルティのない適格引きだしを前提とする限り、ロスIRAには、既述した利用者の適用範囲の点に加えて、以下のような伝統的IRAに優るメリットがある。

第一に、ロスIRAが伝統的IRAよりも実質的に多額の非課税貯蓄を行えることである。これとは、両者で名目上同額の拠出限度額が設定されているとはいえず、それがロスIRAの場合に「課税後所得」なのに対して、従来からのIRAの場合には「課税前所得」だからである。このため、前者の方が後者よりも多額の「課税前所得」に対する優遇を受けることができる。例えば、伝統的IRAの拠出限度額二〇〇〇ドルに対して、ロスIRAでは、当該納税者の実効税率が二〇%であった場合に、同じ課税前所得に換算すると、二五〇〇ドル (= $2000 / (1 - 0.2)$) までの拠出ができるの

アメリカにおける個人退職勘定 (IRA) と貯蓄

図3 IRAの早期引出しはどれだけ有利か?



である。

第二に、多額のキャピタル・ゲインが期待できる資産を運用する場合にはロスIRAが有利になりやすいことである。なぜなら、伝統的IRAの場合、引出し時に元本とキャピタル・ゲインを含む収益のすべてが課税対象となるのに対して、ロスIRAの場合には始めに元本部分に課税されるだけで、それ以降いくら資産価額が増大したとしても何の課税関係も発生しないからである。実は、ロスIRAと伝統的IRAによる税負担（現在価値を見た）の等価性は、表4のrが市場利子率（割引率）であることを条件としており、ロスIRAにはそもそも市場利子率を超える収益に対する課税機構が欠落しているのである。

とはいえ、通常IRAから引出しを行う退職期は、他の所得が大幅に減少しているため勤労期よりも低い限界税率がかかる傾向にあるので、適用

税率の高い勤労期に所得控除を受けられる伝統的

IRAの方が課税上有利である場合が多い。したがって、これらの点を考慮すると、ロスIRAを利用して特に利益を得るのは、多額のキャピタル・ゲインが生じやすい株式関連の資産を保有し、かつ五九・五歳を過ぎた後も充分な退職所得を得るなどして、しばらくはあまり収入が減らない（適用限界税率が低下しない）世帯であると考えられる。

短期貯蓄としてのIRA

TRA97によるIRAの改革は、勤労者が退職以外のさまざまな目的のために貯蓄を引き出すことをこれまで以上に容易にしている。前述のように、新しい制度の下では、教育や住宅購入を目的とする引出しに対してペナルティ・タックスが免

除されることから、IRAの短期貯蓄としてのメリットがより高くなったからである。

また、仮に納税者がIRAによる貯蓄の一部を何らかの非適格な目的のために早期に取り崩す必要が生じたときでも、依然として伝統的IRAやロスIRAを利用した方が有利になる場合がある。IRAに一定期間以上蓄えられた資金は、課税延期による利益を膨らませ、たとえ一〇%のペナルティ課税を考慮しても、通常の課税貯蓄からのそれを上回る税引き収益をもたらすからである（表4の②）。

図3は、二八%の限界税率に位置する納税者が、年々五%の収益が見込まれる金融商品を各タイプでIRAで運用したときに、その課税後の元利合計が通常貯蓄のケースの何倍になるかを示している。それによると、伝統的IRAにおいてこの商品を二二年運用すれば、同じ利回り（課税

前)の通常貯蓄からよりも多くの課税後収益を得ることが可能となる。これに対して、同様の金融資産をロスIRAで運用した場合には、その課税後収益が通常の貯蓄形態からのそれを上回るのに二二年必要となる(もちろん、年々の収益率が高いほど通常貯蓄よりも有利となる引出しまでに要する期間は短縮する)。

早期引出しの場合においてロスIRAが伝統的IRAよりも不利に扱われるのは、年々の発生収益には課税されないものの、引出し時において拠出金(元本)を超えて蓄積された収益部分に対して、通常の所得税プラス一〇%のペナルティ・タックスが課されるためである。つまり、適格要件を満たさずにロスIRAを引出した場合には、収益部分に対して通常の貯蓄形態と同様に「貯蓄の二重課税」を被るため、その分、伝統的IRAよりも収益率が低くなってしまふのである。

は一五〇〇万で、改革前よりもおよそ一八%増加すると推定される。また、ロスIRAの導入によって、これまで所得が高すぎてIRAに参加できなかった企業年金加入者もこの制度を利用できるようにになっている。

しかしながら、このように新たな拠出資格を得た家計が実際にどれだけ追加的な貯蓄をIRAに投じるかははっきりしない。というのも、これらの新規資格取得世帯のおよそ八割がすでに伝統的IRAと同様な401(k)プランや他の税制適格年金に加入しているからである。IRAと他の税制適格プランは、税制上のメリットの点でほとんど同じなので、既存の年金プランに対して最大限可能な拠出をしている者でない限り、わざわざ新しくIRAの口座を開設してそこに拠出するインセンティブは働きにくいのである。

したがって、退職貯蓄としてIRAを利用する

IRAの貯蓄に与える影響

では、新たなIRA制度は、実際に貯蓄に対して好ましい影響を与えるだろうか。非常に難しい問題であるが、最後にこの点を考えてみよう。

前述のとおり、今回の改革では、まず伝統的IRAを利用するための所得制限額が引上げられることによって、それまでIRAへの非課税拠出が許されなかった人々もそうした新たな機会を得ることができた。また、今後、年々所得制限額が高くなるにつれて、ますます多くの納税者が課税上有利なIRAに参加することが可能となる。一九九五年のSurvey of Consumer Financesに示される所得分布状況を基礎に、二〇〇七年以降の最終的な水準の所得制限が実施されたと仮定すると、新たに伝統的IRAの利用資格を得る世帯数

ことが意味をもつのは、主として他の課税上有利な年金プランに毎年限度額いっぱい(401(k)では一万五〇〇ドル)の拠出をしている者である。伝統的IRAよりも所得制限が高いロスIRAは、特にそうした人々に対してより大きな貯蓄インセンティブを与えると考えられる。だが、そのような比較的裕福な世帯でも、必ずしもIRAを利用して、保有資産額を増加させるとは限らない。単に手持ちの貯蓄形態を課税上有利なIRAにシフトするだけであるかもしれないし、あるいは、IRAの利用によって課税後の収益率が高くなれば、従来よりも少額の貯蓄によって一定の資産形成が可能となることから、かえって貯蓄額を減少させてしまうかもしれないからである。

さらに、そうした利用範囲の拡大という側面に加えて、IRAの短期貯蓄としての有利性は、新たな貯蓄を生み出さずに、いっそう既存の貯蓄形

態間のシフトを引き起こす可能性がある。これは I R A が短期的な課税貯蓄の代替として機能しやすくなったからであり、とりわけ住宅購入資金や学費を賄う場合によくあてはまる。そのような流動性の増大によって、退職よりも間近に差し迫った目的のために基金を取り崩す行動が一般化すれば、少なくとも I R A は短期的に個人貯蓄に対してマイナスの影響を与えるだろう。しかし、その一方、I R A の流動性の高まりによって、納税者が T R A 97 による改革を退職貯蓄というよりも、むしろ貯蓄一般に対する優遇を図ったものと認識した場合は、そのことが I R A の有用性を拡大させ、ひいては貯蓄全体にプラスの影響を及ぼすことも考えられる。

* * * * *

本稿で見たように、T R A 97 による I R A の改

革には、「企業年金非加入者のための退職期の所得保障」という I R A 本来の意義を根本的に払拭する要素が含まれている。改革によって I R A に積み立てた額のいくらかを退職以外の理由のために早期に引出すことが容易となり、しかもそうした短期貯蓄としての性格を伴った I R A がこれまでよりも広範囲の納税者、とりわけ 401(k)等^(k)に加入している高所得者にも利用可能となっているからである。

そういった要因もあって、今回の I R A の改革が、政策当局が掲げた当初の目的どおり個人貯蓄を増加させる方向に作用し、アメリカの貯蓄率の改善に寄与するとはあまり期待できないかもしれない。当面は、T R A 97 が施行された一九九八年以降の I R A 拠出額に関して I R S の発表が待たれるところであるが、個人貯蓄率に関する限りその数値は一九九八年(三・七%)、一九九九年

(二・三%)^(c)とさらに落込んでいる。もし、近い将来、貯蓄水準の低迷が続いたままアメリカ経済が失速し、再び連邦財政収支が赤字に転じるような事態に陥れば、国内資本ストックの増強はこれまでもまして重要な政策課題として求められるはずである。そうなれば、九〇年代半ばの U S A 税 (Unlimited Savings Allowance Tax: 個人段階の支出税と企業段階の付加価値税を組み合わせたもの) の提唱に代表される消費課税論が今後の税制改革論議に及ぼす影響力はいっそう強まってくるものと予想されるのである。

(注)

(1) T R A 97 はロス I R A とともに退職勘定ではない教育 I R A (Education IRA) を創設している。それによると、当該年度の所得が一万ドル以下の個人で、一八歳に満たない子供の教育費に充てる目的で、子供一人につき年間五〇〇ドルまでの拠出が可能となる。

(2) その他の制度上のメリットとして、伝統的 I R A が七〇

・五歳になると引出しを開始しなければならないのに対して、ロス I R A では給与所得者である限り七〇・五歳以降の拠出もできるという点がある。

(3) 一九九八年一〇月にアメリカの個人貯蓄率はマイナスになったと発表されているが、これは同年六月に商務省経済分析局の National Income and Product Account (N I P A) による「個人貯蓄」の定義が変更されたこと(ミューチュアル・ファンドからのキャピタル・ゲイン分配金を個人貯蓄から除外)に因るところが大きい。また、個人貯蓄率を評価する場合、G D P 統計と対応させるために貯蓄の項目にキャピタル・ゲインが含まれていない点も注意する必要がある。

(のむら ひろやす・当研究所研究員)